

農業信用保証保険支援総合事業実施要綱

令和5年3月31日4経営第3014号農林水産事務次官依命通知
改正：令和6年3月29日5経営第3151号
令和7年3月31日6経営第3219号
令和8年3月31日7経営第3041号
令和8年4月7日7経営第3113号

(趣旨)

第1 農林水産物価格の低迷、資材価格の高騰、就業者の高齢化等農林漁業をめぐる厳しい情勢の中で、国民の生命を支える農林水産物を安定供給できる体制を整え、食料自給率の向上を図るためには、経営改善等に意欲的に取り組む農業者の経営を支えることが重要である。

このため、農業信用保証保険制度を活用した農業経営等に必要な資金の円滑な融通を図ることを目的として、農業信用保証保険支援総合事業を実施するものである。

(事業の内容)

第2 本事業は、次に掲げる事業により構成され、必要な事項については、別記1及び別記2に定めるものとする。

(1) 農業信用保証保険基盤強化事業

ア 被災農業者等支援対策

イ 大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業）

ウ 大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）

(2) 農業近代化資金保証料助成金交付事業

(事業実施計画の提出)

第3 本事業を行おうとする都道府県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）は、別記1及び別記2に定める項目その他必要な事項を内容とする別紙様式第1号により事業実施計画書を作成し、毎事業年度、事業開始前に当該基金協会が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等（北海道農業信用基金協会にあっては農林水産省経営局長、沖縄県農業信用基金協会にあっては内閣府沖縄総合事務局長とする。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 前項の規定により第2の(1)の事業について事業実施計画書を地方農政局長等に提出した基金協会は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）にその写しを遅滞なく提出するものとする。

(事業の報告)

第4 本事業を行う基金協会は、当該事業が完了するまで毎事業年度、別紙様式第2号により事業実績報告書を作成し、当該事業年度終了後2か月以内に当該基金協会が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に提出するものとする。

2 信用基金は、第2の(1)のイの事業が完了するまで毎事業年度、別紙様式第3号により事業実績報告書を作成し、当該事業年度終了後3か月以内に農林

水産大臣に報告するものとする。

(事業実施計画の変更)

- 第5 本事業を行う基金協会は、第3の事業実施計画に重要な変更をしようとする場合は、別紙様式第4号により事業実施変更計画書を作成し、あらかじめ当該基金協会が所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 前項の「重要な変更」は、補助金の増又は30%を超える減を伴う事業内容の変更とする。
- 3 第1項の規定により第2の(1)の事業について事業実施変更計画書を地方農政局長等に提出した基金協会は、信用基金にその写しを遅滞なく提出するものとする。

(国の助成)

- 第6 国は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費を事業実施主体に対して交付するものとする。

(指導監督)

- 第7 地方農政局長等は、本事業の実施に関し当該地方農政局長等が管轄する都道府県に所在する基金協会に指導監督を行い、必要な措置を講ずることができるものとする。

附 則 (令和5年3月31日付け4経営第3014号)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱(平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知)、農業近代化資金保証料助成金交付事業実施要綱(令和4年4月1日付け3経営第3147号農林水産事務次官依命通知)及び農業経営継承保証保険支援事業実施要綱(令和2年4月1日付け元経営第3270号農林水産事務次官依命通知)は、廃止する。
- 3 前項による廃止前の農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱、農業近代化資金保証料助成金交付事業実施要綱及び農業経営継承保証保険支援事業実施要綱に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。ただし、令和5年度以降の予算に係る事業については、別紙様式第1号から第4号までを適用するものとする。なお、施行日前に令和5年度の予算に係る事業実施計画の提出をする場合は、従前の様式を適用するものとする。
- 4 廃止前の農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱第8の規定により管理している交付金及び補助金は、本要綱別記1の事業と同一に管理するものとする。
- 5 廃止前の農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第8の規定により管理している交付金及び補助金は、本要綱別記3の事業と同一に管理するものとする。

附 則 (令和6年3月29日付け5経営第3151号)

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の同通知に基づいて実施された事業については、なお

従前の例による。なお、施行日前に令和6年度の予算に係る事業実施計画の提出をする場合は、従前の様式を適用するものとする。

附 則（令和7年3月31日付け6経営第3219号）

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月31日付け7経営第3041号）

- 1 この通知は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月7日付け7経営第3113号）

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

別記 1 農業信用保証保険基盤強化事業

(目的)

第 1 農業信用保証保険基盤強化事業（以下別記 1 において「本事業」という。）は、暴風雨、豪雪等の気象災害その他の突発的に生じた事由により、農業者等に重大な被害又は農業者等の経営に著しい支障が生じている場合に、当該農業者等（以下「被災農業者等」という。）の農業経営の早急な立ち直りを支援し、被災農業者等が経営再建を図るために借り入れる農業近代化資金等について、基金協会の債務保証を受けるために必要な保証料の支払負担を軽減するための経費について、国が助成を行うことにより、被災農業者等に対する経営再建に必要な資金の円滑な融通を図ること及び大規模災害被災農業者等が経営再建を図るために借り入れる農業近代化資金等について、実質無担保無保証人による債務保証が受けられるよう、信用基金及び基金協会の財務基盤の強化等を行うための経費について、国が助成を行うことにより、大規模災害被災農業者等に対する経営再建に必要な資金の円滑な融通を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 別記 1 において、「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。

- (1) 農業近代化資金（農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。）
- (2) 農業経営負担軽減支援資金（農業負債整理関係資金基本要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 の（2）に規定する農業経営負担軽減支援資金をいう。）（農林水産省経営局金融調整課長（以下「金融調整課長」という。）が別に定める要件を満たすものに限る。）
- (3) 大規模災害（2 の要件として金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由をいう。以下同じ。）の発生前までに借り入れた既往債務のうち、当該大規模災害に起因して弁済が困難となることが見込まれる債務の履行に必要な資金（金融調整課長が別に定める要件を満たすものに限る。ただし、当該借入者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 12 条の 3 に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受けている者に限る。）

2 別記 1 において、「大規模災害被災農業者等」とは、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 2 条第 9 号に規定する特定大規模災害等若しくは特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非常災害の被害を受け、又は突発的事由の発生に起因して経営に著しい支障を来し若しくは来すおそれがあり（中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる場合に限る。）、経営再建を図るために資金を必要とする農業者等であって、第 3 の（1）、第 3 の（2）のイ及びウの事業に係るものとして

金融調整課長が別に定める要件を満たすものをいう。

3 別記1において、事業実施主体は、基金協会及び信用基金とする。

(事業の内容)

第3 本事業は、次に掲げる補助等を行う事業とする。

(1) 信用基金に対する交付金の交付事業(大規模災害被災農業者等支援対策(実質無担保無保証人事業))

本事業は、大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金等について、基金協会が実質無担保無保証人(農業協同組合その他の融資機関からの資金の貸付け及び基金協会の債務保証に際し、融資対象物件以外の担保及び保証人(同一経営内の保証人を除く。)の提供を受けないものをいう。以下同じ。)で債務保証を引き受けることにより、納付金(農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号)第64条第1項の規定により基金協会が信用基金に納付する金銭をいう。)が減少すると見込まれることから、信用基金の財務基盤の強化を行うため、信用基金に対し、交付金を交付するものとする。

ア 交付金の額

本事業を実施するための交付金の額については、事業実施年度に信用基金と基金協会との間に保険関係が成立した農業近代化資金等に係る求償権償却見込額(ただし、次の算式により得られる額を上限とする。)の7割に相当する額以内とする。

(算式) 事業実施年度末の保険価額残高(※1)の合計額×推定事故率×
(100%－推定回収率)(※2)

(※1) 事業実施年度末の保険価額残高は、(2)のイの事業を行う基金協会の保証残高とする。

(※2) 推定事故率及び推定回収率は金融調整課長が別に定める推定事故率等とする。以下同じ。

イ 交付金の使途

基金協会が債務保証を引き受けた大規模災害被災農業者等が借り入れた農業近代化資金等に係る求償権償却(代位弁済後10年以内のものに限る。)の7割に相当する額を財務基盤の強化に充てるものとする。

(2) 基金協会に対する補助金の交付事業

ア 被災農業者等支援対策

本事業は、基金協会が、別表に掲げる対象要件を満たす農業近代化資金等の債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者の負担する保証料を保証当初から5年間免除するため、当該免除する保証料に相当する額を補填するための経費について、当該基金協会に対し国の予算の範囲内で次に定めるところにより、補助金を交付するものとする。ただし、本事業の対象となる債務保証に係る資金の借入者は、本事業の対象とする保証料助成による債務保証について他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けない者とし、その旨の誓約書を基金協会に提出した者であることとする。

(ア) 補助金の額

本事業を実施するための補助金の額については、別表に掲げる対象要件を満たす農業近代化資金等について、各基金協会が定める保証料率の区分ごとに、事業実施年度の各月末の保証残高の平均額に当該保証料率を乗じて得た額の合計額（1円未満は切り捨てる。）とする。

(イ) 補助金の使途

(ア)の規定により交付を受けた補助金は、基金協会が本事業を実施する場合において被保証者の保証料負担に相当する額を補填するための経費に充てなければならない。

イ 大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業）

本事業は、大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金等について、基金協会が実質無担保無保証人で債務保証を引き受けることにより、求償権償却費用が増加すると見込まれることから、基金協会の財務基盤の強化を行うため、基金協会に対し、補助金を交付するものとする。

(ア) 補助金の額

本事業を実施するための補助金の額については、事業実施年度に基金協会が引き受けた農業近代化資金等の事業実施年度末における保証残高に係る求償権償却見込額（ただし、次の算式により得られる額を上限とする。）の3割に相当する額以内とする。

(算式)事業実施年度末の保証残高×推定事故率×(100%－推定回収率)

(イ) 補助金の使途

基金協会が債務保証を引き受けた大規模災害被災農業者等が借り入れた農業近代化資金等に係る求償権償却（代位弁済後10年以内のものに限る。）の3割に相当する額を財務基盤の強化に充てるものとする。

ウ 大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業）

本事業は、大規模災害被災農業者等が借り入れる農業近代化資金等について、基金協会が実質無担保無保証人で債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者の負担する保証料を保証当初15年間軽減するため、農業者等の実質負担である無担保無保証人の場合に適用される保証料を担保又は保証人を徴求する場合に適用される保証料に引き下げるために必要となる保証料差額相当を補助する。ただし、本事業の対象となる債務保証に係る資金の借入者は、本事業の対象とする保証料助成による債務保証について他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けない者とし、その旨の誓約書を基金協会に提出した者であることとする。

(ア) 補助金の額

本事業を実施するための補助金の額については、農業近代化資金等の各月末保証残高の平均額に保証契約時の各基金協会が定める無担保無保証人の場合に適用される保証料率と担保又は保証人を徴求する場合に適用される保証料率の差の率を乗じて得た額（1円未満は切り捨てる。）とする。

(イ) 補助金の使途

(ア)の規定により交付を受けた補助金は、基金協会が本事業を実施する場合において被保証者の保証料負担に相当する額を補填するため

の経費に充てなければならない。

(ウ) アの事業との調整

アの事業の別表に掲げる対象要件の大規模災害被災農業者等に対するアの補助金は、本事業の補助金により軽減された後の農業者等が負担する保証料に相当する額について補助金を交付する。

(国の助成)

第4 国は、第3の(1)の事業について、予算の範囲内において、農業信用保険事業交付金交付要綱(平成17年4月13日付け16経営第8867号農林水産事務次官依命通知)に定めるところにより、第3の(1)の事業の実施に必要な経費について交付金を交付するものとする。

2 国は、第3の(2)の事業について、予算の範囲内において、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱(平成20年10月16日付け20経営第4071号農林水産事務次官依命通知)に定めるところにより、第3の(2)の事業の実施に必要な経費について補助金を交付するものとする。

(交付金及び補助金の管理)

第5 信用基金は、第4第1項の規定により交付を受けた交付金については、第3の(1)の事業以外の事業により交付を受けた交付金と区別して管理しなければならない。

2 信用基金は、第4第1項の規定により交付を受けた交付金についての帳簿等を備え、金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由ごとに区別して収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

3 信用基金は、前項の収入及び支出についての証拠書類について整備し、前項の帳簿等とともに当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。このうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

4 信用基金は、第4第1項の規定により交付を受けた交付金について、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第47条各号及び平成15年9月30日財務省・農林水産省告示第35号(独立行政法人通則法第47条第1号及び第2号の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る主務大臣の指定する有価証券及び金融機関を指定する件)に規定する方法により管理するものとする。

5 基金協会は、第4第2項の規定により交付を受けた補助金については、第3の(2)のイの事業以外の事業により交付を受けた補助金と区別して管理しなければならない。

6 基金協会は、第4第2項の規定により交付を受けた補助金についての帳簿等を備え、金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由ごとに区別して第3の(2)の各事業ごとに区別して収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

7 基金協会は、前項の収入及び支出について、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)第3条第4号に基づき、その支出内容の証

抛書類について第3の(2)の各事業ごとに区別して整備し、前項の帳簿等とともに当該事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。このうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

8 基金協会は、第4第2項の規定により交付を受けた補助金(第3の(2)のイの事業のために交付を受けた補助金に限る。)について、次の方法により管理するものとする。

(1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農林中央金庫又は銀行への預金又は金銭信託

(2) 国債証券、地方債証券又は昭和41年7月25日大蔵省・農林省告示第1号(農業信用保証保険法第九条第二号等の主務大臣の定める有価証券)に定める有価証券の保有

(国庫への返還)

第6 信用基金は、第3の(1)の事業が完了したときにおいて、交付した交付金に残額(第5第4項の規定に基づく管理の結果生じた運用益を含む。)が生じた場合には、当該残額を国に返還するものとする。また、信用基金は、第3の(1)が完了する前であっても、交付金に使用する見込みのない額が生じた場合には、当該額を国に返還するものとする。

2 基金協会は、第3の(2)のイの事業が完了したときにおいて、補助金に残額(第5第8項の規定に基づく管理の結果生じた運用益を含む。)が生じた場合には、当該残額を国に返還するものとする。また、基金協会は、第3の(2)のイの事業が完了する前であっても、補助金に使用する見込みのない額が生じた場合には、当該額を国に返還するものとする。

(補助金の交付の停止及び返還)

第7 基金協会は、第3の(2)のア又はウの事業の補助金の使途の対象となった被保証者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ改善の見込みがないと認められるときは、当該被保証者の保証料負担に相当する額の補填を停止し、又は保証料負担に相当する額を補填するための経費に充てた補助金の全部又は一部について、加算金を付して当該被保証者から返還させることができるものとする。

(1) 債務保証の申込みに際し虚偽その他不実の記載を行ったとき

(2) 当該被保証者が農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第13条第2項の規定により農業経営改善計画の認定を取り消されたとき

2 基金協会は、前項の規定により、当該被保証者に補助金相当額及び加算金の返還をさせた場合は、補助金及び加算金を国庫に返還するものとする。

別表（別記1関係）

1 （令和3年3月31日までの基金協会の保証契約締結に係るもの）

対象要件	補助対象期間	対象保証枠
1 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金であって、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間	10億円
2 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金であって、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間	10億円
3 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金であって、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間	10億円
4 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金であって、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間	10億円
5 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金であって、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間	10億円
6 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金であって、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間	10億円
7 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間	750億円
8 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金であって、令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの		

2 (令和3年4月1日からの基金協会の保証契約締結に係るもの)

対象要件	補助対象期間
1 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間
2 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間
3 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間
4 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間
5 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間
6 金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金等であって、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初5年間

別記 2 農業近代化資金保証料助成金交付事業

(目的)

第 1 農業近代化資金保証料助成金交付事業（以下別記 2 において「本事業」という。）は、認定農業者が借り入れる農業近代化資金について、基金協会の債務保証を受けるために必要な保証料の支払負担を軽減するための経費について、国が助成を行うことにより、認定農業者の資金調達の円滑化を支援することを目的とする。

(定義)

第 2 別記 2 において、「事業実施年度」とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間をいう。

2 別記 2 において、「実質化された人・農地プラン」とは、金融調整課長が別に定めるものをいう。

3 別記 2 において、「認定農業者等向け農業近代化資金」とは、都道府県の利子補給承認若しくは利子助成の交付決定が行われた農業近代化資金又は政府の利子補給に係る農業近代化資金のうち、認定農業者等（農業近代化資金融通措置要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知。以下「近代化要綱」という。）第 2 の 1 の（1）のアに掲げる者をいう。以下同じ。）に対して融通されるもの（近代化要綱第 2 の 3 の（1）のカの（ア）及び（イ）に掲げる資金を除く。）をいう。

(事業実施主体)

第 3 別記 2 において、事業実施主体は、基金協会とする。

(事業の内容)

第 4 本事業は、（1）に掲げる対象者が借り入れる（2）に掲げる対象資金について、基金協会が債務保証を引き受けるに当たり、当該債務保証に係る被保証者が負担する保証料を保証当初から 5 年間免除するため、基金協会に対して当該免除する保証料に相当する額を補填するための経費について、当該基金協会に対し国の予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(1) 対象者

次のいずれかの要件を満たす認定農業者等であって、本事業の対象とする保証料助成による債務保証について他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けない者とし、その旨の誓約書を基金協会に提出した者とする。

ア 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第 3 項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定就農者（同法第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者をいう。）、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業

者及び市町村が認める者をいう。)(目標地図に位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた者を含み、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡檜葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村並びに令和 6 年能登半島地震の被災市町(石川県の七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町に限る。)にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含む。)であること。

イ 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構をいう。)から農用地等(同法第 2 条第 2 項に規定する農用地等をいう。)を借り受けた者であること。

(2) 対象資金

認定農業者等向け農業近代化資金(別表に掲げる要件を満たすものに限る。)

(3) 補助金の額

本事業を実施するための補助金の額については、基金協会が債務保証を引き受けた農業近代化資金の事業実施年度の各月末の保証残高の平均額に当該保証料率を乗じて得た合計額(1 円未満は切り捨てる。)とする。

(4) 補助金の使途

(3)の規定により交付を受けた補助金は、基金協会が本事業を実施する場合において被保証者の保証料負担に相当する額を補填するための経費に充てなければならない。

(国の助成)

第 5 国は、第 4 の事業について、予算の範囲内において、農業経営金融支援対策費補助金交付要綱に定めるところにより、第 4 の事業の実施に必要な経費について補助金を交付するものとする。

(補助金の管理)

第 6 基金協会は、第 5 の規定により交付を受けた補助金についての帳簿等を備え、収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 基金協会は、前項の収入及び支出について、農林畜水産業関係補助金等交付規則第 3 条第 4 号に基づき、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、前項の帳簿等とともに当該事業の完了する日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。このうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金の交付の停止及び返還)

第 7 基金協会は、第 4 の(4)の補助金の使途の対象となった被保証者に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ改善の見込みがないと認められるときは、当該被保証者の保証料負担に相当する額の補填を停止し、又は保証料負担に相当する額を補填するための経費に充てた補

助金の全部又は一部について、加算金を付して当該被保証者から返還させることができるものとする。

- (1) 債務保証の申込みに際し虚偽その他不実の記載を行ったとき
 - (2) 当該被保証者が農業経営基盤強化促進法第13条第2項の規定により農業経営改善計画の認定を取り消されたとき
 - (3) 目標地図に位置付けられることが確実であることの証明を市町村から受けた被保証者が、交付決定日から1年以内に目標地図に位置付けられなかったとき
- 2 基金協会は、前項の規定により、当該被保証者に補助金相当額及び加算金の返還をさせた場合は、補助金及び加算金を国庫に返還するものとする。

別表（別記 2 関係）

要件	補助対象期間
1 認定農業者等向け農業近代化資金であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	全保証期間 (最長 15 年間)
2 認定農業者等向け農業近代化資金であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	全保証期間 (最長 15 年間)
3 認定農業者等向け農業近代化資金であって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	全保証期間 (最長 15 年間)
4 認定農業者等向け農業近代化資金であって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初 5 年間
5 認定農業者等向け農業近代化資金であって、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に基金協会の保証契約が締結されたもの	保証当初 5 年間

別紙様式第1号

〇〇年度 農業信用保証保険支援総合事業実施計画書

番 年 月 号 日

〇〇農政局長 殿
 (北海道農業信用基金協会にあつては、農林水産省経営局長
 沖縄県農業信用基金協会にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

住 所
 〇〇〇農業信用基金協会会長理事

農業信用保証保険支援総合事業実施要綱第3の規定に基づき、下記のとおり事業を実施したいので提出する。

記

1. 農業信用保証保険基盤強化事業（被災農業者等支援対策）

(1) 事業の目的

(2) 事業実施計画

(単位：件、円、%)

			資金	融資 機関	件 数	債務保証 引受 (見込)額	債務保証 平均残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金 相当額 (a)×(b)	備考	他事業に よる保証 料助成を 受けてい ないこと 等の確認
大規模 災害	対象 災害名	〇〇年度の引受									
	計										
大規模 災害以外	対象 災害名	〇〇年度の引受									
	計										
合 計											

(注1) 本表は、事業実施年度ごとに記載することとし、該当がない年度については記載を省略すること。

(注2) 資金の欄には、別記1の第2第1項の(1)の資金、同項の(2)の資金又は同項の(3)の資金の別を記載すること。

(注3) 融資機関の欄には、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合等の別

を記載すること。

- (注4) 債務保証平均残高の欄は、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とする。
- (注5) 保証料率欄は各基金協会が定める保証料率とする。なお、保証料率に区分がある場合はそれぞれの区分ごとに記載すること。
- (注6) 大規模災害については、別記1の第2第2項の要件として金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由を記載すること。
- (注7) 大規模災害に係る〇〇年度の引受については、実質無担保無保証人で引き受けた債務保証と有担保有保証人で引き受けた債務保証に区分して記載し、備考欄に無担、有担を記載すること。
- (注8) (注7)において備考欄に無担と記載した保証料率(b)の欄については、基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率を記載すること。
- (注9) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

(3) 事業の完了予定年月日

2. 農業信用保証保険基盤強化事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業））

(1) 事業の目的

(2) 事業実施計画

(単位：件、千円)

	資金	保証残高見込		求償権償却見込額 (A)	求償権償却見込上限額(B) (a)×推定事故率 ×(100%-推定回収率)	(A)又は(B) のいずれか 低い額 (C)	補助金 相当額 (C)×3割	備考
		件数	金額 (a)					
対象 災害名	〇〇 年度							

- (注1) 資金の欄には、別記1の第2第1項の(1)の資金、同項の(2)の資金又は同項の(3)の資金の別を記載すること。
- (注2) 保証残高見込の欄は、基金協会が引き受ける農業近代化資金等の保証引受見込件数及び金額の当該事業年度末における保証残高見込件数及び金額とする。
- (注3) 求償権償却見込額(A)の欄は、基金協会において算出する求償権償却見込額を記載し、その算出根拠を下記(4)に記載するものとする。
- (注4) 求償権償却見込上限額(B)の欄は、別記1の第3の(2)のイの(ア)に定める(算式)により算出した額を記載すること。

(3) 事業の完了予定年月日

(4) (2) 事業実施計画内の(A)の算出根拠

- (注) (A)の額を算出した考え方及びその算出に際し採用したデータの根拠を記載すること。

3. 農業信用保証保険基盤強化事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業））

(1) 事業の目的

(2) 事業実施計画

(単位：件、円、%)

- 別を記載すること。
- (注2) 債務保証平均残高については、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とする。
- (注3) 保証料率については、各基金協会が定める保証料率とする。なお、保証料率に区分がある場合はそれぞれの区分ごとに記載すること。
- (注4) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

(3) 事業の完了予定年月日

- (注) 1 から 4 までの事業のうち実施しない事業に係る記載は省略すること。

〇〇年度 農業信用保証保険支援総合事業実績報告書

番 年 月 号 日

〇〇農政局長 殿
 (北海道農業信用基金協会にあつては、農林水産省経営局長
 沖縄県農業信用基金協会にあつては、内閣府沖縄総合事務局長)

住 所
 〇〇〇農業信用基金協会会長理事

農業信用保証保険支援総合事業実施要綱第4第1項の規定に基づき、下記のとおり事業を実施したので実績を報告する。

記

1. 農業信用保証保険基盤強化事業（被災農業者等支援対策）

(1) 事業の実績

(単位：件、円、%)

			資金	融資 機関	件 数	債務保証 引受額	債務保証 平均残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金 相当額 (a)×(b)	備考	他事業に よる保証 料助成を 受けてい ないこと 等の確認
大規模 災害	対象 災害 名	〇〇年度 の引受									
	計										
大規模 災害 以外	対象 災害 名	〇〇年度 の引受									
	計										
合 計											

- (注1) 本表は、事業実施年度ごとに記載することとし、該当がない年度については記載を省略すること。
- (注2) 資金の欄には、別記1の第2第1項の(1)の資金、同項の(2)の資金又は同項の(3)の資金の別を記載すること。
- (注3) 融資機関の欄には、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合等の別を記載すること。
- (注4) 債務保証平均残高の欄は、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とする。

- (注5) 無担保保証料率(b)及び有担保保証料率(c)の欄は、各基金協会が定める無担保無保証人で引き受けた場合に適用する保証料率と有担保有保証人で引受けた場合に適用する保証料率をそれぞれ記載すること。
- (注6) 軽微な変更があった場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- (注7) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

(2) 事業の完了年月日

(3) 添付書類

債務保証平均残高の算出根拠が確認できる資料（農業経営金融支援対策費補助金交付要綱別記様式第10号（第12の1関係）の実績報告書の添付書類で確認できる場合は不要）

4. 農業近代化資金保証料助成金交付事業

(1) 事業の実績

(単位：件、円、%)

	融資機関	件数	債務保証引受額	債務保証平均残高(a)	保証料率(b)	補助金相当額(a)×(b)	備考	他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認
〇〇年度の引受								
計								
〇〇年度の引受								
計								
合計								

- (注1) 融資機関については、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合等の別を記載すること。
- (注2) 債務保証平均残高については、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とする。
- (注3) 保証料率については、各基金協会が定める保証料率とする。なお、保証料率に区分がある場合はそれぞれの区分ごとに記載すること。
- (注4) 軽微な変更があった場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。
- (注5) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

(2) 事業の完了年月日

(3) 添付書類

債務保証平均残高の算出根拠が確認できる資料（農業経営金融支援対策費補助金交付要綱別記様式第10号（第12の1関係）の実績報告書の添付書類で確認できる場合は不要）

(注) 1から4までの事業のうち実施しない事業に係る記載は省略すること。

〇〇年度 農業信用保証保険支援総合事業実績報告書

農林水産大臣 殿

住 所
独立行政法人農林漁業信用基金理事長 氏名

農業信用保証保険支援総合事業実施要綱第4第2項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1. 農業信用保証保険基盤強化事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業））

（1）事業の実績

① 保険の引受け

（単位：件、千円）

対象 災害 名	〇〇 年度 引受	資 金	保険価額残高		求償権償却見込額 (B) (A)×推定事故率 ×(100%-推定回収率)	交付金相当額 (B)×7割	備考
			件数	金額(A)			

- （注1） 資金の欄には、別記1の第2第1項の（1）の資金、同項の（2）の資金又は同項の（3）の資金の別を記載すること。
- （注2） 保険価額残高金額(A)の欄は、別記1の第3の（2）のイの事業を行う基金協会の保証残高の合計額を記載すること。
- （注3） 求償権償却見込額(B)の欄は、別記1の第3の（1）のアに定める（算式）により算出した額とし、別記1の第3の（2）のイの事業を行う基金協会の求償権償却見込額または求償権償却見込上限額のいずれか低い額を記載すること。

② 求償権償却（見込）額

（単位：件、円）

	資金	件数	保険 価額 残高 (A)	求償権 償却 見込額 (a)	求償権		計 (a)+(b)	求償権償却		備考
					件数	残高 (b)		累計 件数	累計 額	
〇〇 年度末										
計										

- （注1） 本表は、事業の完了までの間の各年度末における項目の額等を記載すること。
- （注2） 求償権償却見込額(a)の欄は、毎年度末の保険価額残高(A)に交付金の算出に用いた事故率及び100%-回収率を乗じた額を記載すること。
- （注3） 求償権償却累計件数及び累計額は、事業開始からの求償権償却件数及び金額の累計を記載すること。

③ 交付金残高表

（単位：円）

交付年度	交付額	前年度末 残高 (A)	今年度		今年度末 交付金残額 (A)-(B)-(C)	今年度末 使用累計額
			国庫返還額 (B)	使用額 (C)		

〇〇年度						
〇〇年度						
合 計						

(注) 運用益は含まない。

(2) 事業の完了予定年月日

(3) 添付書類

別記1の第5第2項に規定する帳簿(写)及び帳簿に記載する支出内容の証拠書類

〇〇年度 農業信用保証保険支援総合事業実施変更計画書

番 年 月 号 日

〇〇農政局長 殿
 [北海道農業信用基金協会にあっては、農林水産省経営局長
 沖縄県農業信用基金協会にあっては、内閣府沖縄総合事務局長]

住 所
 〇〇〇農業信用基金協会会長理事

年 月 日付け 第 号で提出した本事業の事業実施計画について、下記
 のとおり変更したいので、農業信用保証保険支援総合事業実施要綱第5第1項の規定
 に基づき提出する。

記

1. 農業信用保証保険基盤強化事業（被災農業者等支援対策）

(1) 計画変更理由

(2) 変更後事業実施計画

(単位：件、円、%)

			資金	融資 機関	件 数	債務保証 引受 (見込)額	債務保証 平均残高 (a)	保証 料率 (b)	補助金 相当額 (a)×(b)	備考	他事業に よる保証 料助成を 受けてい ないこと 等の確認
大規模 災害	対象 災害 名	〇〇 年度 の 引 受									
	計										
大規模 災害 以外	対象 災害 名	〇〇 年度 の 引 受									
	計										
合 計											

(注1) 本表は、事業実施年度ごとに記載することとし、該当がない年度については記載を省略すること。

(注2) 資金の欄には、別記1の第2第1項の(1)の資金、同項の(2)の資金又は同項の(3)の資金の別を記載すること。

(注3) 融資機関の欄には、農業協同組合、銀行、信用金庫、信用協同組合等の別

- を記載すること。
- (注4) 債務保証平均残高の欄は、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とする。
- (注5) 保証料率欄は各基金協会が定める保証料率とする。なお、保証料率に区分がある場合はそれぞれの区分ごとに記載すること。
- (注6) 大規模災害については、別記1の第2第2項の要件として金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由を記載すること。
- (注7) 大規模災害に係る〇〇年度の引受けの欄については、実質無担保無保証人で引き受けた債務保証と有担保有保証人で引き受けた債務保証に区分して記載し、備考欄に無担、有担を記載すること。
- (注8) (注7)において備考欄に無担と記載した保証料率(b)の欄については、基金協会が定める有担保有保証人で引き受ける場合に適用する保証料率を記載すること。
- (注9) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受けが他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

(3) 事業の完了予定年月日

2. 農業信用保証保険基盤強化事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人事業））

(1) 計画変更理由

(2) 変更後事業実施計画

(単位：件、千円)

	資金	保証残高見込		求償権償却見込額 (A)	求償権償却見込上限額 (B) $(a) \times \text{推定事故率}$ $\times (100\% - \text{推定回収率})$	(A)又は(B)のいずれか低い額 (C)	補助金相当額 (C)×3割	備考
		件数	金額(a)					
対象災害名	〇〇年度							

- (注1) 資金の欄には、別記1の第2第1項の(1)の資金、同項の(2)の資金又は同項の(3)の資金の別を記載すること。
- (注2) 保証残高見込の欄は、基金協会が引き受ける農業近代化資金等の保証引受け見込件数及び額の当該事業年度末における保証残高見込件数及び額を記載すること。
- (注3) 求償権償却見込額(A)の欄は、基金協会において算出する求償権償却見込額を記載し、その算出根拠を下記(4)に記載すること。
- (注4) 求償権償却見込上限額の欄は、別記1の第3の(2)のイの(ア)に定める(算式)により算出した額を記載すること。

(3) 事業の完了予定年月日

(4) (2) 事業実施計画内の(A)の算出根拠

(注) (A)の額を算出した考え方及びその算出に際し採用したデータの根拠を記載すること。

3. 農業信用保証保険基盤強化事業（大規模災害被災農業者等支援対策（実質無担保無保証人保証料軽減事業））

(1) 計画変更理由

(2) 変更後事業実施計画

- 別を記載すること。
- (注2) 債務保証平均残高については、事業実施期間のうち該当年度に係る各月末の保証残高から算出した平均残高とする。
- (注3) 保証料率については、各基金協会が定める保証料率とする。なお、保証料率に区分がある場合はそれぞれの区分ごとに記載すること。
- (注4) 他事業による保証料助成を受けていないこと等の確認については、債務保証引受が他事業による保証料の助成・補助等を受けていない及び受けないことが確認できた場合、○を記載すること。

(3) 事業の完了予定年月日

- (注) 変更のあった事業についてのみ記載し、他の事業については省略すること。